

■議案第110号 四万十町町民会館条例の一部を改正する条例について

【要旨】

志和地域の住民によるコミュニティ活動の拠点施設については、旧志和小学校跡地に現在建築中であり、平成28年2月に竣工予定となっています。本施設を「町民会館」として位置づけるため、条例改正を行うものです。

【改正の内容】

第2条に規定されている、町民会館の名称及び位置について、新たに「四万十町志和コミュニティセンター」及び「四万十町志和442番地1」を追加するもの

四万十町町民会館条例新旧対照表

改正後	改正前																		
四万十町町民会館条例 (設置) 第1条 町民の健康で文化的な生活の向上に寄与するため、地域的な連帯感に基づく町民自らのコミュニティ活動の促進を図り、併せて行事、催物その他の用に供する施設として、四万十町町民会館（以下「町民会館」という。）を設置する。 (名称及び位置) 第2条 町民会館の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>四万十町仁井田町民会館</td><td>四万十町仁井田763番地1</td></tr><tr><td>四万十町影野町民会館</td><td>四万十町影野661番地1</td></tr><tr><td>四万十町立西町民会館</td><td>四万十町南川口98番地2</td></tr><tr><td>四万十町志和コミュニティセンター</td><td>四万十町志和442番地1</td></tr></table> (事業) 第3条 以下 省略	名称	位置	四万十町仁井田町民会館	四万十町仁井田763番地1	四万十町影野町民会館	四万十町影野661番地1	四万十町立西町民会館	四万十町南川口98番地2	四万十町志和コミュニティセンター	四万十町志和442番地1	四万十町町民会館条例 (設置) 第1条 町民の健康で文化的な生活の向上に寄与するため、地域的な連帯感に基づく町民自らのコミュニティ活動の促進を図り、併せて行事、催物その他の用に供する施設として、四万十町町民会館（以下「町民会館」という。）を設置する。 (名称及び位置) 第2条 町民会館の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table><tr><th>名称</th><th>位置</th></tr><tr><td>四万十町仁井田町民会館</td><td>四万十町仁井田763番地1</td></tr><tr><td>四万十町影野町民会館</td><td>四万十町影野661番地1</td></tr><tr><td>四万十町立西町民会館</td><td>四万十町南川口98番地2</td></tr></table> (事業) 第3条 以下 省略	名称	位置	四万十町仁井田町民会館	四万十町仁井田763番地1	四万十町影野町民会館	四万十町影野661番地1	四万十町立西町民会館	四万十町南川口98番地2
名称	位置																		
四万十町仁井田町民会館	四万十町仁井田763番地1																		
四万十町影野町民会館	四万十町影野661番地1																		
四万十町立西町民会館	四万十町南川口98番地2																		
四万十町志和コミュニティセンター	四万十町志和442番地1																		
名称	位置																		
四万十町仁井田町民会館	四万十町仁井田763番地1																		
四万十町影野町民会館	四万十町影野661番地1																		
四万十町立西町民会館	四万十町南川口98番地2																		